

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会会議録

日時:令和6年8月5日(月)

午後1時30分から午後3時30分まで

場所:宮城県行政庁舎9階 第一会議室

〔配布資料〕

- 議事 ツキノワグマ管理事業の実績及び計画について
- ・令和5年度管理事業実績報告書(県実施分)
 - ・令和7年度管理事業実施計画書(県実施分)
 - ・令和5年度管理事業実績報告書(市町村実施分)
 - ・令和6年度管理事業実施計画書(市町村実施分)

〔参考資料〕

- 資料1 ツキノワグマに関する各種データ
- 資料2 クマ類の指定管理鳥獣への追加指定等の状況
- 資料3 宮城県における指定管理鳥獣としてのツキノワグマの対応方針等

1 事務局:(配付資料の確認、議事以降の写真撮影・録画録音禁止の説明、部会委員の紹介を行った)

2 挨拶(伊藤環境生活副部長より挨拶を行った)

ご多忙のところ、また、酷暑の中、特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会ツキノワグマ部会にご出席いただき感謝する。

本県では地域個体群が著しく増加し、人との軋轢を生じているニホンザル、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの四つの獣種に関して第二種特定鳥獣管理計画を策定し、人との共生が保たれる生息状況を目指して管理事業を実施している。

特にツキノワグマについては、その生息が豊かな自然環境の指標となる一方、農業被害や林業被害が発生しており、昨年度は全国でクマ類による人身被害が相次ぎ、平成18年の統計開始以来、過去最多を記録するなど、人との軋轢が非常に深刻な問題となっている。

これらの状況を受け、国では、今年2月に「クマ類による被害防止に向けた対策方針」を策定し、今後は、被害の低減と個体群の保全を両立しつつも、被害の未然防止に向けた取組を強化する方針が示しており、具体の取組として、今年4月にはクマ類を指定管理鳥獣に追加指定した。

県としても、第四期宮城県ツキノワグマ管理計画に基づき、生息状況の調査、被害対策および個体数の管

理などを行い、今後も人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図りながら、人とツキノワグマが共生できるように努めていく。

本日は指定管理鳥獣への追加指定等に係る最新の状況をご報告するとともに、今後の県の対応方針についてご協議させていただき、続けて、ツキノワグマの管理計画に係る令和5年度事業の実績と、令和7年度事業の計画について、ご審議いただきたいと考えている。

限られた時間となるが、よろしく願います。

3 開会(青井部会長より挨拶、開会宣言を行った)

よろしく願います。

皆さんご存じのように、昨年は全国で大量のクマ出没があり、特に北東北、秋田、岩手は大変だったが、宮城もそれなりに秋遅くまで出没していた。そういったことを受け、国では指定管理鳥獣への追加ということが議論され、いよいよ制度化する運びになったので、今回はその大きな変化を受け、今後の県の対応方針等を聞きながら、より良い管理を目指し、皆さんの熱いご意見をいただきたいと考えている。

それでは宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会を開催する。

事務局:(定足数の報告が行われ、委員8名中8名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。)

4 情報提供

(1) クマ類の指定管理鳥獣への追加指定等の状況

事務局:議事に先立ち、クマ類の指定管理鳥獣への追加指定等の状況について事務局から情報提供を行う。

事務局:(説明)

部会長:ただいま事務局から説明があった内容について、皆さんからご質問・ご意見があればいただきたい。

大西委員:説明ありがとうございます。私の認識とだいぶ違っているのでいくつか意見を述べたい。

まず、温暖化で冬眠しない個体が増えたのは間違いというのはその通りと考える。ただ、凶作で餌がないので、人里の出没が増加したという理屈が間違いというのはむしろ逆で、やはり餌がない、凶作ということが効い

ていると思う。

その次の、冬眠のトリガーが飢餓というのもよくわからない。これだと飢えたら冬眠するということだが、それはさすがに違う。むしろ夏に飢餓の状態があり、そこから食べ始め、その後、どのタイミングでどのホルモンが出るかは分かっている、ただ、どのホルモンがどのように機能しているか、なぜそのホルモンが出るようになるのかはわかってはいないが、少なくとも夏の段階で秋に飢餓かどうかがあるかどうかかわからないが、夏が終わって、秋に入る頃には食べ始めるフェーズに入っている。そのプロセス自体がもう冬眠に向かっていることなので、冬眠のトリガーが飢餓であるというのは、さすがに違うと思う。

その次の、餌不足と温暖化の因果関係は関係確認されていないというのは多分、これは冬眠のことを話していると思うが、この書きぶりだと、まるで宮城県の個体が全て冬眠しないかのように読めてしまう。冬眠していないとか、冬の間に出没した個体が数個体いたことを受けて記載したと思う。その数個体に関して言えば、冬眠しないとか、一部の個体が冬に出てきた、あるいは冬眠が遅かったというのも恐らく事実。最近言われているのは、人間の生活圏の近くに餌があり、冬場に餌を食べることができることを見つけた個体に関しては、ギリギリまで冬眠しなかったことに関してはあると思う。この記載だとまるで冬の間ずっと冬眠しなかったように読めてしまうので、書きぶりが誤解を招いていると思う。

この後説明があると思うが、個体数が減っていると断定するのは、まだ危険かなと思う。資料1について後で説明があるかと思うが、最新の個体数推定について、どういう積み上げをしているのかわからないが、確かにグラフを見ていると令和3年の3,629頭をピークに、二年連続で減少しているが、そもそもこの個体数は中央値で、それに対して上限値と下限値があり、幅のあるデータとなっている。その中で暫定的に中央値を使っているだけなので、この3年間で数百頭ぶれたことをもって減少したというのは、突っ込みすぎかなと思う。頭打ち傾向にあるなら、まだセーフかもしれない私は思う。このことを踏まえ、資料中の、クマの数が増えたので人の生活圏近くに出没するようになったというテーマについては、結局、クマの分布域が広がっているので、人里近くで生まれ育った個体が増えてきたということだと思っている。移動するという記載は適当でないと思う。出没地点について、令和5年とそれ以前で傾向に変化がないという結果をお示しいただいているが、要するに令和5年以前の状態でもう人里近くに分布域が広がっていたのかなと私は考えている。

事務局:ご指摘ありがとうございます。順番にお答えしたい。

まず、冬眠しない個体の件について、先生がおっしゃるとおり全ての個体というわけではない。冬眠しない個体については、行動圏に餌があると考えているところ。その前段の冬眠のトリガーは飢餓の件については、国の資料から内容を抜粋しているものの、先生がおっしゃるとおり、いきなり餌がなく直ぐ冬眠に入るのではなく、夏場を過ごし、秋口に入って例年通り餌を食べ始める。食べていく中で、生息域の餌の状況であるとか、何か別の要因で、冬眠するまでの流れが変わってくると考えている。具体的には、人里にいる個体は行動圏に餌があるのでそのまま食べているが、奥山の個体は大きく移動しなければ餌不足のままとなる。その細かいプロセスについて、国の資料上は割愛されていたところであり、結果、今回の資料上の表記として不足ないし正確でなかったところは申し訳ない。大西委員のおっしゃるとおりと考えている。

次に、何らかの理由でクマが人里近くに移動したとの記載について、先程、分布域が拡大した傾向はみられないという話をしたが、これはマクロ的な視点の話である。ミクロ的な視点でいうと、委員がおっしゃるように人里近くで過ごし、そこで生まれた個体などは、さらにそこから移動分散をすることになるので、より人里近くに来る可能性がある。もともと奥山で生まれた個体についても子供、特にオスグマが独立や、餌の探索で大きく移動することがあると思うので、複合的な要因と記載しているところ。現場で、クマの議論する際、奥山と人の生活圏近くにいるクマを混在して議論していることがあり、危険というか、誤解を招くケースがある。今回は人里近くのクマを踏まえ記載しているが、あくまで一般論として国の方の資料でも書いてあるため、資料中の記載で誤解を招いた部分については申し訳ない。

最後に生息数の傾向だが、委員おっしゃる通り、数字として示しているのは中央値、つまりもっともらしい数字であって、下限値と上限値でみると2,300から5,000頭ぐらいであり、その間の数字は全て確率論的にはあり得るということなので、減少と断定しているわけではない。県の調査は、5年で県内全域を調査する方式であり、現時点で未だ県内5カ所全てを調査したわけではない。5カ年調査を二巡ほど実施しないとより正確な値がでないと考えている。繰り返しになるが、おっしゃる通り、減少と断定はできないものの、少なくとも中央値で見ると増加していない。つまり頭打ちもしくは減少に移るのではないかという状況ではある。ただ、この傾向は調査区域である奥山の話にはなってくる。人の生活圏と奥山で生息数を区別して調査しているわけではないため、後ほど説明するが、今後は緩衝地帯の生息状況も調査したいと考えており、分けてお示しできる予定である。

大西委員:この資料は今後どこかで同じものが使われるのか。

事務局:直近であれば9日の評価委員会で同じ資料を使用する予定であり、それ以降の対外的な公表は未定である。ただ、会議資料は後日ホームページに掲載することから、それまでに本日いただいた意見を踏まえ、表現などを調整させていただきたい。

大西委員:この資料が外に出ると多く誤解を招くと思うので、部会長を通してでも修正をしていただきたい。また、生息数についてはおっしゃる通り、5年をかけて順々に調査するとしていたと思うので、これは、現在の計画期間中、多分終わりの年度だと思うが、その時点の最新の結果や計画期間中でどのような傾向だったかを見ていく前提で調査方式を考えてきた経緯からすると、やはり単年度でどうこう議論するのは時期尚早かと思う。

部会長:今の生息数の推定の問題だが、私も同感である。減少傾向というのはこの資料だけではここまでは言えないという気がする。しかし、一度このように書いてしまうと、今日特にマスコミの方もいるが、間違った伝わり方をしてしまう可能性がある。5年間調査をし、結果が出てから改めてお話した方がいいと思う。

鶴野委員:先ほどの大西委員からの質問にかぶる部分があるが、冬眠のトリガーは飢餓であるとの部分が気になっている。内容の出典は国の委員からとのことだが、論文から起因してこのように書いてあるのか。そうであれば、首輪をつけている個体の GPS データを確認した論文が元になっていると思うが、それは首輪を装着した個体の傾向であって、その結果が全体を反映しているかについてはまた別の議論だ。この記載の表現が非常に気になっている。別の研究では、大量出沒年に GPS 首輪をつけると行動範囲が広がっているという話もある。

一事例で、冬眠のトリガーが飢餓だという結論として記載してしまうのはリスクが高いかなど。かなり強いインパクトをもつ形になると思うので、そういった説があるのは確かに正しいし、そういった個体もいたというのも正しい表現と思うが、傾向や因果関係はまだはっきりと示されていないと思うので、そのあたりを加味し表現をうまく書かれたらいいと思う。

事務局:記載内容の出典は、国の検討委員会の座長の先生が国内雑誌に投稿された内容が基になっている。その際、特定の個体の調査をした結果を参考にしたのではなく、論文中、イントロで言及されていたことを踏まえ記載している。国の委員であることもあり、こちらでもその内容を踏まえ記載したところ。

ただ、本日色々とお話いただく中で、かなり生態に関して議論があり、因果関係など確認されていない不確定な部分が多分にあることは間違いなく感じたところ。委員の皆様の意見をふまえ、未確定な情報については並列で書くであるとか、未確定であることを強調するなど、公開までに調整させていただきたい。

鶴野委員:ありがとうございます。GPS 首輪は確かに電池が持つのが一年二年なので、特定の個体の大量出沒時の行動や生活史を含めて長く調査できないため、傾向がつかめない部分があることを踏まえた方が良いと思います。

部会長:他に質問等あるか。それではこの件は終了する。

それでは続けて協議事項にうつり、指定管理鳥獣としてのツキノワグマの対応方針等について協議する。
事務局から説明願う。

事務局:(説明)

部会長:ただいま事務局から説明があった内容について、皆さんからご質問・ご意見があればいただきたい。

部会長:では私から。環境省事業で交付金が新設されるということで、様々な対策に活用できると思うが、今の説明ではモデル地域をまず設定し、その地域で交付金を活用し対策すると書かれているが、モデル地域にならないところでは環境省交付金は活用できないという理解でよいか。

事務局:モデル地域内外の交付金の対象の考え方について、環境省の交付金のメニュー自体、未だ財務省と協議中であり確定していないことを前提に説明させていただく。資料にある、県が実施する複合的な対策について、それぞれが交付金の独立したメニューとして設けられる見込みである。各種メニューを活用し県内のどの地域で事業実施するかは県の裁量となっている。従って、県内一円で生息状況調査を実施できないが、県に配分される予算額が不明であるほか、調査期間や人的な制約を踏まえると、まずは地域を絞って対策を行い、その事例を積み重ね、波及させることが重要と考える。

モデル地域について、具体的にどこ地域でというのは定まっていない。国の予算の制約も考慮しながらとなるが、特定の地域でなく、年度ごとに地域を変えるほか、1年で複数地域の実施も想定している。

部会長:わかりました。ほかにどうか

大西委員:部会長と同じ部分について質問したい。個々のメニューは恐らく多くの県や研究者みんなが欲しい情報と思う。特に緩衝地帯と緩衝帯を分けて生息状況の調査をするということに関して、非常に魅力的だが、今の説明では単年度でモデル地域を年ごとに変える、単年度で複数作っていくという話だったが、具体の地域についてはこの部会の中で議論をしていくのか。それとも担当課でも全部最後まで決めてしまうという流れか。

事務局:流れとして、県で複数候補を挙げ、その上で国の交付金の制度がはっきりした段階で、部会の皆様にご意見を伺いたいと考えている。今の方針として、クマの出没件数が非常に多い地域は優先的にすべきというところ、また、環境面として、いわゆる農村地域が広がっている地域と、開発団地が多数あり住居と森林が隣接している地域の対策を考えたとき、別の要因があるだろうと考えているので、できるだけ単年度で両方の地域をやりたいと考えている。

部会長:ほかにどうか

鶴野委員:クマの捕獲を担う人材について、県は基本的にわなでの捕獲を想定しているということで、その人材育成をするということか。というのも、国の動きとしての市街地などでの発砲を条件付きで可能にするため、鳥獣保護法の38条を改正するというので、今までの厳しい規制よりも撃てる場面が増える形で法改正が進んでいるのは現場としてはありがたいという部分もありつつ、安全性の担保をどうするのが非常に課題となってくる。宮城県だけではなく、全体としての課題になるかと思っている。例えば、県では今まで警職法をどれくらい適用したとか、そういったデータを集めているのか。

また、個人的なアドバイスになるが、ヒヤリハットの事例をいかに集約するか。あまり表に出せないものがあるかもしれないが、例えばクマに反撃された、もしくは発砲方向に人家があったとか、止め刺しの仕方、跳弾の状況など、そういった情報があれば今後の法改正に向けた県の準備体制に役立つし、さらに人材育成をどうするかに参考になると思うが、今の段階で、どのようにお考えかということをお聞きさせていただければ。

事務局: 事例の集約について、県では、人身被害の事例や緊急的な捕獲許可について全て調書を作成しており、その情報には警職法の適用事例も含まれる。ただ、警職法についてはほとんど事例が無い。

続けて人材育成について、鶴野委員がおっしゃるとおり、今以上に安全管理面が重要になってくる。こうした中、国では、法改正するだけでなく、実際に許可をする職員など許可権限を有する者が判断できるような事例や、対応指針を今後作成する予定である。一方、指針などが必ずしもすべての現場で適用されるわけではないと想定される。ただし、これまで警職法での対応、つまり最終的には警察官の方の判断で撃った事例があったわけだが、今度は警職法が適用されるケースが少なくなる。簡単に言えば、許可権者となる県や市町村が最終判断し撃つ方向になってくるため、当然、職員にも相応の知識が求められる。現場感覚的には色々難しい面があると考えている。とはいえ、実際に現場に臨場される猟友会の方々の意見だけで決めるわけにも責任の観点からできないため、国が作成する事例集や対応指針などを踏まえ、現場で実際に銃を撃つだけでなく、職員に対しても勉強会をやっていきたいと考えている。

鶴野委員: まさに市町村の職員に対する勉強や現場の方々の状況把握が必要だと思う。県は現場の体制をバックアップするような形で進んでいくとより安全かなと思われるのと、あとは県がどの程度サポートするのか。どこまで現場に行くか。秋田県はかなり現場の方をサポートしていく状況のようだが、山形県はあまりサポートがない。県それぞれのやり方あるかと思うが、その辺も今後の課題になってくるかと思う。

部会長: もう一点だけ私から質問したい。複合的な対策について、被害防除など実施して効果が無い場合は問題個体捕獲を実施すると書いているが、現状、調査や被害対策を実施していなくても人里に出没したらわなをかけて捕獲することを普通にやっていると思う。これからは問題個体の捕獲が後になるわけで、今より厳しくなるのではと思うがどうか。

事務局: 資料中のスキームについては環境省の交付金のケースとなる。部会長がおっしゃる通り、現状、有害捕獲については、農水省の交付金を活用し人里に出てきた個体を捕獲している。それについて、県計画にも記載しているが、基本的には出没防止の対策を取っていただいた上で、それでも効果がない場合は許可をすることとしている。従って、必ずしも今よりハードルが上がって捕獲できなくなるわけではない。

また、環境省事業は人里に出没した個体を捕獲するのではなく、その外側、国のガイドラインでいう緩衝地帯にいる問題個体を捕獲し、出没を抑制することが目的となる。捕獲にあつては、調査やモニタリングが前提となっており、捕獲ありきの事業ではない。ただ、緩衝地帯での捕獲はほとんど実施してきていないため、事業創設により新しく広がった部分となる。

部会長: 今後は緩衝地帯にもわなをかけて、未然に捕獲することになるのか。

事務局: おっしゃる通り。

大西委員：今の話は、要するに緩衝地帯の個体数を調整するのか。

事務局：緩衝地帯の個体数調整というより、緩衝地帯にいて、かつ被害を及ぼす恐れがある、対策を講じても解決できないような問題個体を捕獲するということ。

大西委員：別の議論になるかもしれないが、信州や中部地域では、畑に出たら即アウトとなるが、東北だと人身被害が出るとアウトだが、表現が適していないかもしれないが、畑に出るのを許容している地域もある。それは植えている作物の違いや、歴史的な背景含め、住んでいる人たちの感覚とかの違いもあると思うが、そうはいっても結局、畑に出してはダメで、林や森の中でとどめておくべきだという話をしている。

そういう意味で今の話を聞いていると、はじめ緩衝地帯の生息状況調査をされると。それはいいが、出沒抑制対策を実施する上で、個体数を抑制の考え方を加えるというか、イメージとして入ってもいいのではと思う。個体群を保全することに関していえば、奥山を保全する場合となる。緩衝地帯というのは奥山さえ十分に保全されていればというか、奥山の方はクマでミチミチになっているので緩衝地帯の方に降りてきているわけで、恐らく緩衝地帯の密度を下げれば、人の生活圏に出てくる確率もガクンと下がるわけなので、緩衝地帯の個体数を抑制するというのを、出沒抑制対策に含めてもいいのではないかと個人的に思っている。問題個体というのは、恐らく人の生活圏に出てきた個体になっているのではないかと。緩衝地帯の中で押しとどめておくことが大事かと思う。

事務局：ご意見ありがとうございます。問題個体という言葉については、国の方針書と同じ表現としたもの。ただ意味合いとしては大西委員がおっしゃる通り、緩衝地帯に潜んでいる個体を減らしリスクを下げることを目的としている。これについてはむしろ言葉ではっきりと書いた方が、メッセージというか、やることが明確に伝わることから、記載する方向で検討したい。

関連して事務局から質問したいが、緩衝地帯に潜んでいる個体がいる前提で、目撃件数がかなりある場合、それが実際は1個体が高頻度で目撃されているのが原因という印象が非常にあり、緩衝地帯にミチミチに生息しているわけではないのではと思っている。そのため、捕獲数について、イノシシやシカであれば、千頭単位で実績が出るところ、恐らく原因となる一桁頭数の個体を捕獲するのが保全と被害低減の両立から言って望ましいと思うが、それは適切か。他県の状況など、参考までに意見をいただきたい。

部会長：出沒が目立つ、というかひどい時はあるが、そういう時、特定の1頭を捕獲すると途端に出沒しなくなることがよくある。同じ個体があちこち徘徊して、人目も気にせず出てきてしまうパターンは多いので、そういう個体をしっかり捕獲するという事は有効だと思う。

大西委員：概ね事務局の認識どおりと思われる。よく目撃される個体と目撃されない個体がいると思う。生息しているけど目撃されない個体というのは多分人間からうまく隠れることをうまくやっている個体で、そういう個体

は恐らく農作物被害は起こさない。また、個体が生まれ育ったのが、緩衝地帯というか人里に近いとしても、その個体が人間と離れて生きていきたいと思っているかどうかかわからないが、恐らくその個体の対策の優先順位は下がる。一方、よく目撃される個体は人間に目撃されるということをそんなに気にしていないわけで、将来問題個体になるリスクが高いと思うので、その個体を捕獲しておくというのは、リスクを抑えるという面で必要かなと思う。

もう一点、先ほどの質問の答えとして、表現方法などこれからまた考え直す、再検討するということだが、問題個体の捕獲について対策の効果が無い場合だけでなく、人の生活圏に入ってきた場合も含まれるのではと思う。

部会長: 他によろしいか。では次の議事に移る。

5 協議事項

ツキノワグマ管理事業の実績及び報告について

部会長: ツキノワグマ管理事業の実績及び計画について審議するので事務局から説明をお願いします。

事務局: (説明)

部会長: ただいま事務局から説明があった内容について、皆さんからご質問・ご意見があればいただきたい。

鶴野委員: 令和7年度の計画について、朱字で書いてある指摘管理鳥獣捕獲等事業を活用するという部分、この事業は先程まで説明があった国の交付金とは別の事業ということか。また、この事業を活用し具体的に何をしようとしているのか教えていただきたい。

事務局: 資料に記載の指定管理鳥獣捕獲等事業、こちらの事業名が先程まで説明していた環境省の交付金の事業である。事業内容は、先程の説明のとおりとなる。

部会長: その他どうか。

大西委員: 森林被害について、大和町で740万円の被害があるということだが、市町村ごと対策をみると、大和町では農業被害対策は色々書いているが、林業被害対策の記載は無い。これは何もしていないということか。

事務局: 林業被害対策について、記載がない場合は被害対策をしていないと考えている。ただ、県では被害対策に資する事業を設けており、本日は林業担当課がいるので、補足説明あればお願いしたい。

大類委員: 林業被害対策の担当課は森林整備課であり、事前にこの被害内容について確認していないため正確には分からないが、おそらく熊剥ぎの被害だと思われる。杉の木が太くなってくると、クマが齧り皮を剥いてしまうことがあり、その被害がほとんどかと思う。

ただ被害面積が 29 ヘクタール程度ということで、かなり大規模な面積であり、その範囲内のすべての木が被害を受けているのか状況がよくわからないが、森林整備課では補助事業を用意しており、木にテープを巻きつけて被害を防除することができる。しかし、あまり活用実際されてないということで、おそらく被害に遭った後は、伐採して有効に活用するなどの対策をしているか、あるいはもうそのままの状態になっているのが現状かと思っている。林業振興課でも普及指導員などを通じて色々な防除対策などの情報提供をしているが、やはり補助事業ということで相応の負担も発生することになり、林業経営的に厳しいこともあり、あまり活用されていないというのが現状かと思う。

部会長: その他質問あるか。

部会長: では私から。錯誤捕獲について、説明では件数が横ばい状態であるということだが、本来減らすべきものなので、現状で問題がないのではなく、錯誤捕獲が依然として高い水準にあるのは確かであるから、そういったニュアンスで捉えるべきではないか、半分以上が錯誤捕獲でとられているわけなので。

どういった対策を取るかについてもこの会議で過去にも議論になったと思うが、現状どのように対策しているのかについての記載も必要ではないかと思う。

事務局: 錯誤捕獲の問題ということで、昨年度までは、ある意味錯誤捕獲の解消が本部会の一番トピックになっていたと認識している。今年度について、今部会長からお話があったとおり解決したわけでは全くない。引き続き取り組むべき事項と考えている。さらに、指定管理鳥獣になったこともあり、錯誤捕獲されたクマの捕殺ハードルが下がったと誤った認識を持ってしまうことも懸念される。指定管理鳥獣としての対策とはまた別に、錯誤捕獲の対策については概念的な浸透も含め行っていく必要があると考えている。

具体の対策について、県南の市町村で錯誤捕獲が減っていると説明したが、これは県で研修会を実施したり、市町村と連携して錯誤捕獲のあった猟友会などに直接、現場に行ってお話をさせていただいたりといった取り組みを数年前から実施しているが、それがようやく浸透をしてきているというところ。捕獲許可申請される方も初めから被害防止をするであるとか、いきなり捕獲をしないことを意識していただいているのかなと考えている。

一方で県北については、錯誤捕獲が頻発している市町村を対象に錯誤捕獲の研修会を継続実施しているが、理解が浸透していないというのと、一番大きな要因としては、イノシシの分布がかなり北上し、さらに拡大

をしている中、イノシシをとにかく捕獲しなければいけないということで、蒔き餌をしてしたり、あまりクマがいることを考えずにわなを仕掛けていているところがある。こちらについては市町村だけでなく、直接該当の猟友会にも話をしに行き、市町村の担当者にも、そういった案件は基本的にダメだという説明をして、地道に取り組んでいるところ。

また、県では今年度から実証試験ということで、錯誤捕獲防止機能付きわなが、今かなり種類が出てきているので、それを実際にこの錯誤捕獲の多い市町村や猟友会に入れていただき、どのような効果がでるか実証試験をしている。実施の背景として、効果不明の既製品の導入を促しても、当然お金を出してまで導入しないわけなので、まずは県の事業として猟友会に協力していただきながら効果を実感してもらい、納得した上で市町村などを介して現場に普及させていくことを想定している。現状、錯誤捕獲を減らすために色々な手段を使って取り組んでいる。

部会長：今の話を聞くと色々努力されているようなので、そういった努力の過程がわかるような表現というか説明があってもいいのではと思う。見る限りでは数字の話しか出ておらず、どう向き合ってきたかが見えづらいので、どこかにそういう表現を入れておいていただくといいのかなと思う。

部会長：猟友会の視点ということで、浅井委員から何かあるか。

浅井委員：私の担当している大和町ではまず餌付けをしないことは前提で徹底してやっている。対応してもらえない人は結果的に外すこととしている。それでもイノシシが歩くところはクマも歩くのでどうしてもわなにかかってしまう。去年、わなにシカがかかったがそのシカを食べたクマがさらにイノシシ用の別のわなにかかったことがある。基本、捕殺後は埋設などで処分するが、試しに解体してみたら胃袋がシカの皮だらけだった。イノシシやシカがわなにかかっていたら、クマも餌を求めて食べるというふうに見受けられる。

わなをかけないわけにはいかないもので、一緒に生息しているところでは、イノシシを取りながらもなるべくクマが歩くようなところは避けろと指導している。

熊は餌がなければどんどん山を下りる。杉山には何も餌がないので里まで降りてくる。このまま行くと今年は豊作らしいので、来年クマが増えるかなと考えている。先程樹皮剥ぎの話が出たが、陽の当たる暖かいところの太い木ばかり被害に遭っている。見ていると対策もしているようだが、もっと根本的な対策をしてもらえればこんなに議論しなくても済むのかなと思う。山に実のなる木がないので。その辺を、県とか国で考えて頂ければよろしいかと思う。

部会長：ありがとうございました。

部会長：その他どうか。なければ議論を尽くしたということで。審議事項については若干の文言の修正等の意見もあったため、その辺は事務局と私で直接作業を行った上で内容について了承することとしてよろしいか。

(一同異議なし)

部会長:以上で本日の議事は全て終了とする。円滑な会議の進行にご協力いただき感謝する。事務局の方に行をお返りする。

6 その他

事務局:青井会長様ありがとうございました。6その他に入りますが、委員の皆様から何か他にございますか。

土屋委員:先ほどの飢餓が冬眠のトリガーという話だが、一般的には冬眠に入るクマは外気温に左右される。体温が32度で、それでだいたい3ヶ月か4ヶ月間冬眠に入るとというのが一般的な科学的なデータである。その間のエネルギー、体温の32度で一日どのくらい消費するかというと、1100カロリー。その分を冬眠前に蓄えて、それで冬を越すというのが一般的。従って飢餓が冬眠のトリガーというのは、非常に引かかる。もう一点、資料中の試料作物の表現に誤字があるので修正いただきたい。

事務局:土屋委員ありがとうございました。誤字については修正させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会ツキノワグマ部会の一切を終了致します。委員の皆様には長時間、ご多忙のところ、お集まりいただきまして長時間、ご協議いただきまして、本当にありがとうございました。